

春日部市長等の給料の額の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の額の特例)

第1条 市長及び副市長に支給する給料の額は、春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）第3条各号の規定にかかわらず、平成21年12月1日から平成23年3月31日までの間においては、同条各号に規定する額から、市長にあつては当該額の100分の15に相当する額を減じて得た額、副市長にあつては当該額の100分の7.5に相当する額を減じて得た額とする。

(春日部市教育委員会教育長の給料の額の特例)

第2条 春日部市教育委員会教育長に支給する給料の額は、春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第168号）第3条の規定にかかわらず、平成21年12月1日から平成23年3月31日までの間においては、同条に規定する額から当該額の100分の7.5に相当する額を減じて得た額とする。

(春日部市水道事業管理者の給料の額の特例)

第3条 春日部市水道事業管理者に支給する給料の額は、春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例（平成17年条例第201号）第2条第1項の規定にかかわらず、平成21年12月1日から平成23年3月31日までの間においては、同項に規定する額から当該額の100分の7.5に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。